

役員服務規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）の定款第 3 章の各条項号の規定及び会務執行規則（以下「規則」という。）第 5 章の各条項号の規定並びに専門委員会設置運営規程第 6 条第 1 項に基づき、業務を円滑に行う為に、また役員の仕事及び権能、その他役員に関する必要な事項を定める事を目的とする。

(役員)

第 2 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 2 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 常務理事 1 名
- (5) 理 事 1 0 名以上 2 0 名以内（会長・副会長・専務理事・常務理事を含む）
- (6) 監 事 1 名以上
- (7) 専門委員会委員長..... 理事会で定めた専門委員会の数と同数
- (8) 専門委員会副委員長..... 専門委員会において定めた数
- (9) 専門委員会委員..... 各委員会 1 0 名以内（委員長・副委員長を含む）

(選出)

第 3 条 役員を選出については、役員(理事・監事)の選任に関する規程に定める。

(選任)

第 4 条 理事長・副理事長・専務理事・常務理事・理事・監事の選任については、定款第 1 3 条各項の定めに従う。それ以外の役員の選任は、次の通り定める。

- (1) 専門委員会委員長については、理事会で定める
- (2) 専門委員会副委員長・専門委員については、専門委員会設置運営規程で定める

(任期)

第 5 条 役員の任期は定款第 1 5 条各項の定めに従う。

(職務・権能)

第 6 条 定款第 1 4 条各項及び規則第 1 7 条に規定するもののほか次のとおり定める。

- (1) 理事長は、定款第 3 条の目的を達成するために、会務を総理し、本協会会務執行の為の指示・命令を全正会員に発することが出来る
- (2) 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する
- (3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する
- (4) 常務理事は、理事長・副理事長及び専務理事を補佐し、本協会の会務を執行するなお、専務理事の許可あるときは、専務理事の職務を代行する
- (5) 理事は、理事会を構成し会務の職責を執行する
- (6) 監事は、監事・監査規程に定める職責を執行する
- (7) 委員長は、専門委員会を構成し委員会の会務を執行する
なお、理事長の承認に基づき、その属する委員会の定められた範囲内で指示・命令を発することができる
- (8) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の承認に基づき、委員長の職務を代行し、前号の指示・命令を発することができる
- (9) 専門委員は、専門委員会設置運営規程で定める

(責 務)

第 7 条 役員は、全正会員の代理として次の責務を忠実に履行しなければならない。

- (1) 実務を担当する世話役であり、権限の委譲ではない自覚を持つこと
- (2) 会議・会合及び集会等には、傷病及び慶弔事並びに欠席にたりる正当な理由がない限り、必ず参加出席すること
- (3) 常に業界の発展と消費者の権利擁護に努めること
- (4) 本協会諸規程・倫理綱領等を熟知して常に公平で謙虚であること
- (5) 常に公正な精神でその職務に当たること
- (6) 理事は、本協会最高決議機関の一員である任務を帯びていることの自覚を以て会議・会合及び集会等に臨むこと
- (7) 本協会よりの通達・連絡及び書面議決等の文書が到達し、回答や意見を求められた場合は、指定期日までに必ず書面で返答すること
- (8) その他役員として良識と見識の保持に努めること

(解 任)

第 8 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、定款第 1 6 条の定めに従う。

- (1) 前条各号の規定を遵守履行しないとき
- (2) 会議・会合及び集会等への出席率が著しく低下していると認められる場合
- (3) 倫理委員会より懲戒審査請求の申請があったとき

(戒告及び権利の停止)

第9条 事実を鑑み前条の処分が適切でない場合は、倫理委員会で審理の上、理事会の決議を経て処分の一時的停止をすることができる。

この場合、表彰・懲戒規程第9条各項の手続きを要す。

2 その他規則第10条及び第14条の規定を準用する。

(辞任)

第10条 役員は、次の理由以外、任期中途で辞任の辞意を表明してはならない。

(1) 心身の故障（医師の診断書提出）で職務の執行に耐えられないとき

(2) 選任された当日、その総会場で、拒否理由を表明し、総会で承諾されたとき

2 やむを得ない理由に拠り、辞任及び退会の辞意を表明しようとするときは、予め理事長に理由を明示した書面を提出し、理事会の決議を経なければならない。

(委員長の兼務)

第11条 委員長は原則として他の委員会の委員長を兼ねることができない。

2 専門委員会規程第3条第2項に規定する二つ以上の委員会が任期途中で一つの委員会に併合されたとき、その所管する当該委員長は話合いで委員長を定め、理事会の許可を得るものとする。

副委員長は併合された当該委員会にて改めて選出するものとする。

(効力)

第12条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細則)

第13条 本規程に定めるものの他、役員に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会 承認
---	----------------	--------------------